

平成 30 年 2 月 1 4 日

日本ボーイスカウト神奈川連盟 各地区緑化委員会 殿

(公財)かながわトラストみどり財団
理 事 長 川 本 守 彦
(公印省略)

平成 30 年緑の募金運動への協力について (お願い)

寒さ厳しい折、貴団体におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、当財団の進めております緑の募金運動につきましては例年多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 29 年度緑の募金運動は現在実施中で、皆様のご協力により学校や地域の緑化等を進めております。

毎年、「緑の募金法（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律）」に基づき春季（2 月～5 月末まで）、秋季（9 月～10 月末まで）の期間において、当財団では緑豊かな神奈川をつくることを目的に、特に 4 月 15 日～5 月 14 日「みどりの月間」を全国一斉強調月間の一環として、積極的な募金運動を展開しております。

また、街頭での募金活動は森林や緑の保全の重要性についてより効果的に PR できるものと考えられ、当財団において重要な募金活動として位置づけております。

つきましては、平成 30 年も引き続き募金運動への御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、駅構内における緑の募金活動につきましては、当財団が一括取りまとめて各鉄道会社へ駅の利用を申請いたします。別紙の実施計画書を各団担当者様から私、靱山宛てにご提出下さい。

送付資料

- 「緑の募金活動必要資材申請書」「駅構内における緑の募金活動実施計画書」提出のお願い
- 「緑の募金活動必要資材申請書」「駅構内における緑の募金活動実施計画書」（別紙）
- 平成 30 年度緑の募金運動実施要領

※集めた募金額のうち 10%を上限に、各団の募金活動費（募金活動に要した経費）として使用いただけます。その費用は、集めた募金額から差し引いてお使い下さい。

※ご協力いただいた募金は、県内の森林整備活動や住居・学校周辺の緑化等へ支援する事業、さらには東日本大震災での被災地域の復旧・復興に向けて活用されています。

事務担当は、みどり森林課 靱山
電 話：045-412-2255 FAX：045-412-2300
E-mail：midori@ktm.or.jp